

令和7年度魅力あふれる農泊推進事業に係る業務委託 企画提案公募実施要領

1 事業の目的

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域の食事や体験・交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」を推進するため、農泊の受入等に関する研修会の開催及び県内の農泊の魅力を発信する広報活動を行う。

さらに、県内外の教育旅行等の誘致活動を行い、農泊による農家所得の増大及び来訪者増加による農山漁村地域の活性化を図る。

※注：「教育旅行」とは、主に学校などで行われる旅行のことで、修学旅行や遠足、校外学習、キャンプ等の野外活動などのことです。

2 事業の内容

別途提示する業務仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 予算規模

5,722,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案公募参加資格

- (1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、当該委託業務を円滑に遂行できること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (8) 企画提案事業者又は共同提案事業者が、第1種旅行者もしくは第2種旅行者の登録をしていること
- (9) 人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする

6 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とします。

- (1) 5の参加資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

7 企画提案公募スケジュール

(1) 参加業者説明会

① 日 時：令和7年4月15日（火）14：00～

② 場 所：吉塚合同庁舎 6階 Y603B

※説明会にご出席される方は、4月14日（月）12時までに簡易申請システム
(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/J3UqIMvS>) によりご報告ください。

(2) 企画提案書類提出期限及び提出先

① 提出期限 令和7年4月25日（金） *17時15分必着

② 提出方法 持参又は郵送（FAX および電子メール不可）

※持参の場合の受付時間は、閉庁日を除いた平日の8時30分から17時15分までとします。

③ 提出先 16の問い合わせ先に同じ

(3) 書面審査（一次審査）

事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行います。

なお、書面審査をもって最終審査とする場合があります。

書面審査可否通知：令和7年5月12日（月）予定

(4) 企画のプレゼンテーション（最終審査）

書面審査通過の事業者には、企画内容をプレゼンテーションしていただき、最終審査を行います。

① 日 程：令和7年5月26日（月）予定

② 場 所：福岡県庁 予定

(5) 受託予定者の決定

企画プレゼンテーションの審査結果により、受託予定者を決定します。

受託予定者決定通知：令和7年6月上旬予定

(6) 委託契約締結

令和7年6月上旬予定

8 企画提案公募実施手続き

(1) 企画提案書類の様式及び提出部数

① 企画提案応募書（様式1） 1部

② 企画提案書（任意様式、A4判、片面印刷） 7部

(2) 企画提案書類の内容

企画提案書については、次に掲げる事項を必ず盛り込んでください。

① 企画のコンセプト

・業務仕様書の業務内容の項目に対する企画案

② 事業実施計画

・委託業務の全体フロー

③ 農泊の推進に関する方法

・農泊実践研修会（モニターツアーを兼ねる）の手法及び参加者を募集する場合の手段について具体的に記入

④ 県内農泊のPRに関する方法

・県内の農泊の魅力を発信するためのコンテンツ内容・広報手段について具体的に記入
・県内外の教育旅行や企業研修等の誘致・広報活動の内容について具体的に記入

- ⑤ 事業の実施体制、運営管理方法
 - ・事業実施に係る企画立案体制、運用管理体制
 - ・事業を管理する者の持つノウハウ、実績等
 - ⑥ 事業を適切に実施するのに必要な実績
 - ・当事業類似の事業等を企画・実施した実績（具体的に記述）
 - ⑦ 事業者の概要に関する資料
 - ・今回の企画提案にあたり、共同提案事業者等があれば併せて記載
 - ・観光庁長官の登録を受けた第1種旅行者又は都道府県知事の登録を受けた第2種旅行者である者の名称及び所在地
 - ⑧ 事業費に係る経費項目
- (3) 応募の無効
- 本要領に示した公募参加の資格がない者、公募実施要項に定める手続きを遵守しない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。
- (4) その他
- ・提出された企画書等は委託先の選定のみを使用します。
 - ・企画書の作成に要した費用、その他応募に要した経費は参加者の負担とします。
 - ・提出された企画書等は、採用の有無に関わらず返却しません。

9 事業者の選定について

(1) 選定方法

第1次審査（書面審査）を通過した企画提案書についてプレゼンテーションを行い、審査委員会において総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を選定します。

なお、第1次審査（書面審査）において企画内容に著しい差が見られた場合や、提案者が1者のみであった場合は、書面審査をもって最終審査とする場合があります。

(2) 主な審査項目

- ①計画の内容は、十分な成果が得られるものとなっているか。
- ②実現性の高い実施内容となっているか。
- ③仕様に沿っているか。

※審査については非公開としますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提案者がいない場合の取扱い

企画提案書提出期限内に提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討します。また、中止の通知、再公募等については、ホームページにてお知らせします。

10 選定結果の通知

- (1) 審査結果は、すべての企画提案者に文書で通知します。
- (2) 審査の経緯や順位、得点等は公表しません。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けません。

11 契約の締結

9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結します。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとします。

協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとします。

12 契約について

県は、選定された事業者（以下「受注者」）と委託契約を締結します。

- (1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と受注者で打合せを行います。なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受注者の負担とします。
- (2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還とします。
また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結された場合や、過去2年間の間に県若しくは他の地方公共団体と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等など、契約保証金が減免される場合があります。
- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。
ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とします。
- (4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。また、契約締結後に受注者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

1.3 著作権について

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び版權は、県に帰属します。
- (2) 受注者が保有する既存著作物について、県が成果物を利用するために必要な全ての権利を承諾するものとします。

1.4 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実績報告書を提出していただきます。なお、事業実施に要した経費については、金銭出納簿など支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管してください。

1.5 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とします。
- (2) 5の参加要件を満たさない者が提出した企画提案書等や虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更を認めません。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に帰属するものとします。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。
- (7) 企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示します。
- (8) プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しません。
- (9) プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

16 書類の提出および問い合わせ先

福岡県 農林水産部 食の安全・地産地消課 地産地消推進係（担当：山下）
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号
TEL：092-643-3575 FAX：092-643-3573
メールアドレス：ouendan@pref.fukuoka.lg.jp